

## 令和 2 年度成年後見支援センター 事業計画

## 1 課題と取組方針

成年後見支援センターが中核機関となることを想定し、中核機関の 4 つの機能を中心とした課題の整理と取組の策定を行う。

## (1) 広報機能

現状は一般市民向けに制度理解を目的とした講演会を開催しているが、出前講座等の要請は少なく、今後は、出前講座や講演会と並行して高齢・障害関係専門職の権利擁護支援や相互理解のための研修を行う。

## (2) 相談機能

支援者の個人的感覚、資質、経験によって、権利侵害が取り上げられたり気づかれなかったりすることがあり、特に虐待（疑い）の場合は、行政も判断に悩むことが多いので、さまざまな法律的視点からの検討を行う。

## (3) 利用促進機能

受任調整会議は順調に行われているものの、更なるマッチングの充実を図るため、被後見人予定者のきめ細かい状況確認等の方法の検討を行う。

## (4) 後見人支援機能

市民後見人への支援として、年 4 回の業務報告の提出、概ね 1 年間の後見監督を行っているほか、さまざまな相談にもタイムリーに対応している。だが、専門職への支援は依頼があれば対応しているが、親族後見人への支援は具体的には行っていないので、家庭裁判所の協力を得て周知・広報を継続する。

## 2 重点取組項目

## ◎ 権利擁護相談の拡充

～権利侵害の早期発見と対応への取組～

- ・成年後見支援センターとして、市役所各課、地域包括支援センター、相談支援事業所等の困難ケースに関する会議等への積極的な参加。
- ・権利侵害が起きている、疑われる、予想されるケースについて、広く権利擁護相談について対応。

### 3 具体的な取組

#### (1) 広報機能

##### ○市民向け講演会

- ・ 7 包括圏域を対象に、権利擁護支援を理解するための人づくり支援をワークショップ形式で行う。

##### ○出前講座 随時実施（町内会、サークル、職域等）

##### ○医療ソーシャルワーカーとの意見交換・研修会等

- ・ 医療同意、身元保証等と成年後見人の関係の整理

#### (2) 相談機能

- 要請に応じて市役所各課、地域包括支援センター、相談支援事業所等の困難ケースについての会議やカンファレンス等に参加し、広く権利擁護相談に対応する。

- ・ 専門職との連携方法の検討（主に法律職）

#### (3) 利用促進機能

##### ○受任調整会議の充実

- ・ 受任予定者との課題の共有
- ・ 保佐・補助類型の場合、本人の意思確認のうえ会議への出席要請を検討
- ・ 調整会議の前後に本人との面談を実施

#### (4) 後見人支援機能

##### ○市民後見人へのフォロー体制及び後見人支援の検討・実施

- ・ 市民後見人に対して年 4 回業務報告の確認の実施
- ・ 後見監督の継続
- ・ 専門職後見事務のモニタリングについて検討
- ・ 親族後見人への支援について、家庭裁判所の協力を得て広報を継続
- ・ 後見人支援のためのカンファレンス等を実施（意思決定支援に関する助言等も含む）
- ・ ケアマネや包括職員等の支援者向けに意思決定支援に関する研修を実施

### 4 主な事業の実施時期

#### (1) 第 7 ～ 8 期市民後見人養成研修

- ・ 7 月、1 月（市民活動センター）
- ・ 受講時間を 30 時間程度に短縮し、受講者の負担軽減を図る

- (2) 市民向け講演会
  - ・ 10月予定（市民活動センター多目的ホール）
  - ・ 7包括圏域の人づくり支援（ワークショップ形式）
- (3) 市民後見人フォローアップ研修（登録者研修）
  - ・ 6月、2月
  - ・ 養成講座の受講時間短縮のため、フォローアップ研修の回数増
- (4) 市民後見人研修（名簿登録者）
  - ・ 11月
  - ・ 家庭裁判所に依頼予定。
- (5) 家庭裁判所との懇談会
  - ・ 10月予定
  - ・ 専門職、市役所、社協

## 5 その他の課題

- ・ 成年後見支援センターと法人後見との業務の区分け
- ・ 法人後見の増加と市民後見人に引継げないケースについての対応
- ・ 専門性を持った人材の確保と養成
- ・ 行政の相談部門との連携（定期的にケース会議やカンファレンス等を実施）
- ・ 任意後見制度、死後事務等についての調査